6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Makio Kayano Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Yugashima 3 Tunnel, Route 414 High-way

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 11 April 2016

⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 8 June 2016 to 12 : 00 (noon) 9 June 2016 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 8 June 2016 to 12 : 00 (noon) 9 June 2016 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 8 June 2016 to 12 : 00 (noon) 9 June 2016)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 3 月 9 日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　藤井　元生

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第 34 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　博多港（アイランドシティ地区）道路（ＩＰ25～ＩＰ27）橋梁下部工事

⑶　工事場所　福岡市東区みなと香椎及び香椎照葉

⑷　工事内容　詳細設計　下部工設計　１式、基礎工　鋼管ソイルセメント杭打設（杭φ1,000［鋼管φ800］、Ｌ＝17m）約20本（ＩＰ25）、場所打ち杭（コンクリート杭）打設（φ1,500、Ｌ＝18m・18.5m）約35本（ＩＰ26、27）、仮設工　鋼矢板設置・撤去　１式、土工　床掘・埋戻し　１式、本体工　本体コンクリート　約2,500㎥、橋梁工　鋼製橋脚製作・架設（Ｔ型）２基（ＩＰ25、27）、鋼製橋脚製作・架設（門型）１基（ＩＰ26）、仮設道路設置工　１式

⑸　工期　平成30年11月12日まで

⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑻　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑾　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⑿　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒀　本工事は、当該工事に係る予算事務手続きが整った場合についてのみ、落札決定以降の手続きを行うことを条件とする。

⒁　本工事は、詳細設計付工事発注方式の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における空港等土木工事及び港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、異工種建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する異工種建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶　異工種建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）が、九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,250点以上の者及び港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上の者及び当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上の者であること。）

⑷①　単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては構成員のいずれか１社が、平成12年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工実績を有する者であること。なお、１）及び２）の施工実績については別件工事でも構わない。

１）長さ５ｍ／本以上の場所打ち杭を打設した工事。

２）次のア）及びイ）の要件を満たす製作及び架設工事。ただし、ア）及びイ）は同一工事とする。

ア）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔であること。ただし、鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

なお、経常建設共同企業体のその他の構成員は、平成12年度以降に同種工事の元請けとして、上記１）又は２）の施工実績を有していること。

また、空港等土木工事に係る客観点数が1,250点以上かつ港湾等鋼構造物工事に係る客観点数が1,100点以上の者であること。

②　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、基礎工、仮設工、土工、本体工、仮設道路設置工を担当する者にあっては、平成12年度以降に元請として長さ５ｍ／本以上の場所打ち杭を打設した工事の施工実績を有する者であること。また、空港等土木工事に係る客観点数が1,250点以上の者であること。

③　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、橋梁工及び詳細設計を担当する者にあっては、平成12年度以降に次の同種工事の元請としての施工実績を有する者であること。また、港湾等鋼構造物工事に係る客観点数が1,100点以上の者であること。

・同種工事は、次の１）及び２）の要件を満たす製作及び架設工事。ただし、１）及び２）は同一工事とする。

１）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔であること。ただし、鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。